

吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価基準

項目	数値等	配点
①平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※1	30%以上	70
	25%以上 30%未満	60
	20%以上 25%未満	50
	15%以上 20%未満	40
	10%以上 15%未満	30
	5%以上 10%未満	20
	3%以上 5%未満	10
	3%未満	0
②グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合) ※2	1.5%	15
	1.0%	10
	0.5%	5
	未活用	0
③再生可能エネルギー比率向上の取組 ※3	実施	15
	未実施	0

※1-1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ①平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含む。）
- ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、平成29年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、平成29年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、平成29年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑥平成29年度の供給電力量（需要端（kWh））

※1-2 再生可能エネルギーとは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※1-3 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）、平成29年度の供給電力量（⑥）には他電気事業者への販売分は含まない。

※2 グリーン電力証書の本市への譲渡を予定する電気事業者は、「吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価項目報告書」の提出に併せて「グリーン電力証書の吹田市への譲渡予定量報告書」を、入札参加資格確認申請書類提出先に提出するものとし、当該事業者が落札した場合は、速やかにグリーン電力証書を本市に無償譲渡するものとする。

※3 平成30年度以降3年間の電源構成における再生可能エネルギーの比率を、毎年向上させる事業計画を有する電気事業者は、「実施」とし、それ以外の場合は「未実施」とする。また、同計画を有する電気事業者は、「吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価項目報告書」の提出に併せて「再生可能エネルギー比率向上の取組に関する報告書」を、入札参加資格確認申請書類提出先に提出するものとする。なお、再生可能エネルギー比率の推移（計画）は、3年間の電源構成の推移（計画）により示すとともに、再生可能エネルギーの比率を向上させる主な取組（例えば、太陽光発電設備の増設、FIT電気の増加など）についても示すものとする。